

福祉・介護職員処遇改善特定加算に基づく取り組みについて

社会福祉法人 樫の木会

令和元年10月より実施された福祉・介護職員処遇改善特定加算については、その加算により算定された相当額を対象職員に「処遇改善特定」として、給与に含めて支給している。

賃金改善以外の主な取り組み状況は、次の通りです。

① 職員の資質向上

研修計画を作成し、それに基づき実施する。

・各種団体等の実施する講演会、講座に職員を派遣し、その内容等を他の職員に伝達

・定期的に外部講師・法人職員による保育技術向上、障害児対策事業などの研修

・自主研修の受講を奨励するため、受講料や交通費などの助成をおこなう。

・社会問題になっている虐待、差別、危機管理などを職場研修の題材にして話し合う。

② 労働環境、処遇の改善

職員の健康管理、事務の簡素化、働きやすい職場など

・健康診断、インフルエンザなど感染症予防のため費用の助成

・パソコンなど電子機器を導入し、事務の簡素化を図る。

・毎日ミーティングを行い、子どもたちの情報を共有し、療育に役立てる。また、問題点を抽出でき意見交換などで職場の活性化を図る。

・働き方改革の趣旨を理解し、有休休暇の取得とその労働環境の整備を図り、働きやすい職場を目指す。

・危機管理、苦情処理などの対策マニュアルを職員に周知する。

③ その他

・本法人のホームページに、自己評価結果など各種の情報を公表するとともに、ワムネットの障害福祉サービス等情報公開制度を活用し、見える化に取り組んでいる。

・パートタイマー、中高年齢者を臨時職員として、さらに経験のある主婦層の雇用枠を広げている。

・非正規職員から正規職員への転換を図る。